

産業統計部会の審議状況について（報告）

第 32 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 24 年 12 月 19 日（水）10:00～12:10

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 西郷浩

（委 員） 竹原功、中村洋一

（専 門 委 員） 工藤貴史、三木奈津子、三浦秀樹

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者） 農林水産省：経営・構造統計課センサス統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長、若林参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について

5 概 要

- 審議の 2 回目として、①前回部会で意見として出された事項、②前回部会で審議できなかった個別の事項について、審査メモに沿って審議を行った。
- 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（１）前回部会で意見として出された事項について

ア 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

（ア）「Ⅲ 漁船」－「過去 1 年間に漁業に使用した漁船」について

選択肢として追加した「漁船非使用」に当たる経営体が回答する設問への誘導について、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、漁船を使用していない漁業者については、必ず「漁船非使用」の選択肢を選択した上で、その後の設問に進むことが明確となる注釈を記載した調査票が示され、適当とされた。

（イ）「Ⅳ 漁業経営について」－「1 過去 1 年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」について

過去 1 年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類のうち、従来、販売金額上位 2 位までの把握から上位 1 位のみを把握に変更することについて、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、従来どおり販売金額上位 2 位まで把握する調査票が示され、適当とされた。

イ 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

「直接行った漁業の従事者」の表現について、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、表現を「漁業の従事者」に改め、本設問では漁業経営体が自ら行った漁業（自営漁業）への従事者の状況について記入するものであることが明確となる注釈を記載した調査票が示され、適当とされた。

ウ 海面漁業調査 漁業管理組織調査票

「管理組織に参加している経営体数」及び「管理を行っている漁業種類別の経営体数」について、従来の実数値記入から階層区分の選択肢による把握に変更することについて、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、従来どおり実数値記入による把握とする調査票が示され、適当とされた。

エ 内水面漁業調査 内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

湖沼で養殖業を行っている経営体者が回答する設問への誘導について、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、誤解が生じないように改めた注釈を記載した調査票が示され、適当とされた。

オ 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

HACCP の認証について、前回部会の指摘を踏まえ、農林水産省から、国や業界団体等による第三者認証のほか、取引先による二者間認証や HACCP 手法の導入について自己宣言している場合も含む旨の注釈を記載した調査票が示され、適当とされた。

（２）個別事項について

ア 調査方法の変更

（７）OCR 対応調査票の導入について

- ・ 調査票のデータ入力について、従来の外注によるパンチ入力から OCR（光学式文字読取装置）によるデータ入力に変更することとしているが、入力後のデータの検査については、従前と同様な検査が行われるものと考えてよいのか。
→ そのとおりである。調査票のデータ入力方法が変更するだけであり、審査のスキーム自体はこれまでと変わらない。
- ・ OCR による入力データについては、不読文字等のチェックを行うだけでなく、記入内容の確認も重要であるとする。記入内容の確認は調査員が行うのか。
→ そのとおりである。
- ・ 今回の OCR 対応調査票の導入の結果を踏まえ、次々回（2018 年）漁業センサスにおいて公表の早期化を検討するとのことであるが、具体的にどのような部分について効率化やスピードアップを図る余地があると考えているのか。
→ 調査票のデータの入力について、従前は各都道府県においてパンチ入力し、その結果が本省に報告されていたが、OCR 入力に変更することにより、本省において一括入力が可能となるものの、入力データを都道府県にフィードバックして確認してもらう作業が新たに発生する。調査票の回収後のデータ入力から公表に至るまでの期間が従前と比べ短縮可能かどうかについては、次回（2013 年）漁業センサスの集計業務を行う中で検証することとしたい。

（イ）コールセンターの設置について

- ・ コールセンターのオペレータは、これまで統計に携わったことのない者が担当することが想定され、調査対象者を含め、外部からの専門的な問合せ等に対し、スムーズに対応できるか心配である。先行してコールセンターを設置し、実施した農林業センサスにおける経験を踏まえて、具体的な対応策を検討しているのか。
→ 漁業センサスのオペレータの対応については、農林業センサスとは産業的な特性が異なるので、問合せの内容も違うものと考えている。しっかりした対応マニュアルの整備に努めることとしたい。
- ・ 漁業センサスの試験調査（試行調査）は計画されているのか。小規模な形でも実施して経験を重ねることが有用ではないか。

→ 本年7月に実施した試行調査では、コールセンターの運営等の検証は実施していないが、農林業センサス等他調査得られたコールセンターの運営等に関する知見を活かしていきたいと考えている。

イ 集計事項の変更

- ・ 漁業を行った人について、漁業の経営主との続き柄を把握する変更に伴い、経営体階層別や経営主の男女別・年齢別に世代構成別統計表を新たに追加することとしている。しかし、当該統計表には、続き柄の中にある兄弟姉妹や孫といった区分の状況が集計されないため、これらの区分について「その他」の欄を設けて集計値を計上すべきではないか。
→ そのように対応する。
- ・ HACCP 手法の導入状況については、水産加工場のみが調査対象となっているが、EU では市場も調査対象となっており、HACCP 手法が導入されていない市場からは輸出できない制度となっている。市場における HACCP 手法の導入状況について調査対象とする必要はないのか。
→ 魚市場調査票においては、市場の HACCP の導入状況等に関する調査事項は盛り込まれていないものの、水産物の品質・衛生等の管理のための機器（海水殺菌装置等）の設置状況に関する調査事項が設けられている。
- ・ 魚市場における HACCP 手法の導入について、国際的な実情なども踏まえ整理して、次回部会において報告していただきたい。

ウ 内水面漁業経営体調査（個人経営体）の在り方等に関する検討

- ・ 内水面の漁業者数については、全国内水面漁業協同組合連合会の組合員統計から組合員数は把握できるが、実際に漁業を行っている者の人数は分からない。その人数は漁業センサスにおいてのみ把握可能であり、また、同センサスで把握される内水面漁業の実態は様々な局面で重要な情報となるのではないか。
- ・ 内水面漁業の実態把握自体を否定しているのではなく、漁業センサスの中で調べる必要があるのかどうかということである。例えば、生産量に関しては、海面漁業生産統計調査が基幹統計調査として、内水面漁業生産統計調査が一般統計調査として実施されている。このような統計法上の位置づけも含めて、内水面漁業調査の在り方を考える必要があるのではないか。
- ・ 生産量については、別途の統計調査において捉えることができるが、経営構造等の詳細については、漁業センサスでなければ捉えることはできない。また、海面漁業と内水面漁業は、本質的に異なるものであることに留意する必要があるのではないか。
- ・ センサスの本来の目的である全数調査という性格からすれば、漁業センサスにおいて内水面漁業の実態を捉えることは妥当と考えられる。しかしながら、生産量の面からみれば、内水面漁業の漁業全体に占める割合が小さいのは確かであり、その構造を捉えるのも大切ながら、全体の調査効率を考慮した上で、どこまでを基幹統計調査としてセンサスの中で捉えることが適当かについては、今後継続的に検討していただきたい。

エ 前回答申等において指摘されている課題への対応状況

- ・ 漁船登録データを調査事項の代替として活用することが、当該データの管理状況等の問題から困難なことは、やむを得ないものとする。ただし、将来的に活用できる状況となることもあろうかと思うので、引き続き検討をしていただければと考えている。

オ 東日本大震災による被害の大きい被災地域に対する調査の実施に向けた対応

- ・ 福島県では、漁業を行いたくても原発の規制の中で操業できない者や、試験操業だけを行っている者もいる。このような漁業経営体は、どのような扱いとなるのか。
 - 調査の実施方法や調査対象の定義そのものを変えることはできないが、調査対象者名簿を整理する中で、できる限り詳細に状況確認を行うこととしている。これは、次回の2013年漁業センサスだけでなく、更にその先の2018年漁業センサスも念頭におき、継続的に変化の状況を把握していくためにも必要であると考えている。
- ・ 年間30日を超えて漁業を行っている者は調査対象となるが、漁業を行いたくてもできない者については、別途、把握していくことになるのか。
 - そうである。
- ・ 漁業をやりたいくてもやれない者には、漁業地域からかなり離れた別の場所に避難されている者等いろいろなケースがある。これらの者が今後漁業を行う可能性の有無等も把握していく必要があると考えるが、何らかの形で把握することを考えているか。
 - 今回の調査対象者名簿を整理する中で、把握していくものと考えている。
- ・ 調査の実施に当たって留意すべき点が2点ある。
 - 1点目は、経営体が仮設住宅への入居や高台への移転により、今までと異なる漁業地区に移ったが、漁業活動は元の漁業地区で行うといったように、居住地と漁業活動の場所が異なる場合、調査においてどのように取り扱うのか統一的な見解を示しておく必要があるのではないか。
 - 2点目は、現在、復興施策の中で従来の個人経営体が共同して漁業活動を行っているケースがあるが、これらの経営体は、本調査において、個人経営体として取り扱うのか、それとも共同経営体として取り扱うのか、この点を調査客体に明確に示す必要があるのではないか。
 - 1点目については、元の漁業地区で集計・表章することとなると考えている。
 - 2点目については、定義そのものはこれまでのものを適用せざるを得ず、ケース・バイ・ケースで判断することとなるので、現場の声を聞きながらいろいろな事例を整理し、しっかりしたマニュアルの作成に努めて行きたい。
- ・ 漁業センサスの対象について、震災があったとしても、その定義を変更しないということについては、震災による被害や生産量への影響を明確にする観点から正しい対応ではないかと考える。
 - ただし、漁業センサスを実施することは、震災による被害の状況を的確に把握することにも含まれている。このため、調査対象定義以外の者については何も捕捉しないということになると問題である。したがって、調査対象以外の零細漁業者に関する名簿を整備するなど被害状況の把握に資するような対応が必要である。

(3) 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

- ・ 日本標準産業分類上、「漁業」に入らない水産食料品製造業が調査対象に含まれていることから、基幹統計の名称を「水産業構造統計」とすることは妥当ではないかと考える。
- ・ これまで、漁業センサスで実施しており、「漁業」の言葉には馴染みがあるところではある。しかし、前回調査（2008 年調査）において、水産物流通機関調査が廃止され、調査対象の範囲が縮小されており、これ以上、水産業に係る調査がなくならないためにも、基幹統計の名称を「水産業構造統計」にするほうが好ましいと考える。
→ 水産業には、漁業のほかに水産加工業など水産物を利用する産業が含まれ、指摘を踏まえれば本調査結果である基幹統計の名称については、「水産業構造統計」でも妥当性があると考ええる。

(4) 漁業センサスにおける総務省からの確認事項

ア 漁業センサスと他の調査（工業統計）との関係について

- ・ 工業統計を利用しているが、漁業センサスとは捉えている内容が異なっており、重複していない。

イ 漁業センサスと漁業就業動向調査（中間年実施の一般統計調査）との連続性の確保について

- ・ 前回調査（2008 年調査）において、漁業就業者数の把握方法を変更した（雇われ先が沿海市町村の漁業経営体であれば、非沿海市町村に居住していても漁業就業者に含めること）とのことであるが、漁業センサスの中間年に実施している漁業就業動向調査（一般統計調査）についても、漁業センサスと合わせて漁業就業者数の把握方法を変更しているのか。
→ そのとおりである。

ウ インターネット回答方式の利用推進について

- ・ 流通加工調査において、インターネット回答の利用率が 1 %未満と極めて低く、その原因も不明な中で、従来と同様の利用促進策を行ったとしても、利用率の向上が進まないのではないか。今後、利用率が低調な原因を把握・分析し、その結果に基づき効果的な利用促進策を実施していくことが必要ではないか。
→ 今後、対応することとする。
- ・ インターネット回答の利用率が低いことの背景には、水産加工場は小規模経営体が多くパソコンを利用することが少ないことがあるのではないかと考える。

6 次回予定

予定の審議がすべて終了したことから、次回（第 3 回目）の部会の開催の有無については、部会長と相談の上、後日、各委員・専門委員に連絡することとされた。

また、次回部会の開催が中止となった場合、今回の部会で農林水産省が整理することとなった事項については、第 4 回目の部会として予定している平成 25 年 1 月 31 日の部会において報告されることとなった。

1 海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）

○ 「Ⅳ 漁業経営について」—「1 過去 1 年間に自家漁業で行ったすべての漁業種類及び販売金額が最も多いもの」の回答方法の変更

申請案

修正案

Ⅳ 漁業経営について

1 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類を○で囲んでください。
そのうち、販売金額が最も多かったもの一つを○で囲んでください。

【網漁業】

全国漁業種類番号	漁業種類	すべてに○印する	販売金額1位のものに○印する
101	遠洋底びき網	1	1
102	以西底びき網	1	2
103	沖合底びき網1 とうき	1	3
104	沖合底びき網2 とうき	1	4
105	小型底びき網	1	5
106	船びき網	1	6
107	1 とうき遠洋かつお・まぐろ	1	7
108	1 とうき近海かつお・まぐろ	1	8
109	1 とうきその他	1	9
110	2 とうき	1	10
111	中・小型まき網	1	11
112	さけ・ます流し網	1	12
113	かじき等流し網	1	13
114	その他の刺網	1	14
115	さんま棒受網	1	15
116	大型定置網	1	16
117	さけ定置網	1	17
118	小型定置網	1	18
119	その他の網漁業	1	19

【はえ縄、釣、その他漁業】

全国漁業種類番号	漁業種類	すべてに○印する	販売金額1位のものに○印する
120	遠洋まぐろはえ縄	1	20
121	近海まぐろはえ縄	1	21
122	沿岸まぐろはえ縄	1	22
123	その他のはえ縄	1	23
124	遠洋かつお一本釣	1	24
125	近海かつお一本釣	1	25
126	沿岸かつお一本釣	1	26
127	遠洋いか釣	1	27
128	近海いか釣	1	28
129	沿岸いか釣	1	29
130	ひき縄釣	1	30
131	その他の釣	1	31
132	小型捕鯨	1	32
133	潜水器漁業	1	33
134	採貝・採藻	1	34
135	その他の漁業	1	35

【海面養殖（種苗養殖含む）】

全国漁業種類番号	漁業種類	すべてに○印する	販売金額1位のものに○印する
136	さんざけ養殖	1	36
137	ぶり類養殖	1	37
138	まだい養殖	1	38
139	ひらめ養殖	1	39
140	まぐろ類養殖	1	40
141	その他の魚類養殖	1	41
142	ほたてがい養殖	1	42
143	かき類養殖	1	43
144	その他の貝類養殖	1	44
145	くるまえばい養殖	1	45
146	ほや類養殖	1	46
147	その他の水産動物類養殖	1	47
148	こんぶ類養殖	1	48
149	わかめ類養殖	1	49
150	のり類養殖	1	50
151	その他の海藻類養殖	1	51
152	真珠養殖	1	52
153	真珠母貝養殖	1	53

3ページの4漁業を行った人及び5ページⅢの3動力漁船の全国漁業種類番号を記載する項目については、全国漁業種類番号を使用してください。

Ⅳ 漁業経営について

1 営んだ漁業種類

(1) 過去1年間に自家漁業で行った、すべての漁業種類を○で囲んでください。

【網漁業】

全国漁業種類番号	漁業種類	すべてに○印する	販売金額1位のものに○印する
101	遠洋底びき網	1	1
102	以西底びき網	1	2
103	沖合底びき網1 とうき	1	3
104	沖合底びき網2 とうき	1	4
105	小型底びき網	1	5
106	船びき網	1	6
107	1 とうき遠洋かつお・まぐろ	1	7
108	1 とうき近海かつお・まぐろ	1	8
109	1 とうきその他	1	9
110	2 とうき	1	10
111	中・小型まき網	1	11
112	さけ・ます流し網	1	12
113	かじき等流し網	1	13
114	その他の刺網	1	14
115	さんま棒受網	1	15
116	大型定置網	1	16
117	さけ定置網	1	17
118	小型定置網	1	18
119	その他の網漁業	1	19

【はえ縄、釣、その他漁業】

全国漁業種類番号	漁業種類	すべてに○印する	販売金額1位のものに○印する
120	遠洋まぐろはえ縄	1	20
121	近海まぐろはえ縄	1	21
122	沿岸まぐろはえ縄	1	22
123	その他のはえ縄	1	23
124	遠洋かつお一本釣	1	24
125	近海かつお一本釣	1	25
126	沿岸かつお一本釣	1	26
127	遠洋いか釣	1	27
128	近海いか釣	1	28
129	沿岸いか釣	1	29
130	ひき縄釣		

※ 同様：海面漁業調査 漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）

3 海面漁業調査 漁業管理組織調査票

○ 「Ⅰ 11月1日現在の参加漁業経営体」-「1 管理組織に参加している経営体数」及び「2 管理を行っている漁業種類別の経営体数」の回答方式の変更

申 請 案										修 正 案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
I 11月1日現在の参加漁業経営体 1 管理組織に参加している漁業経営体数を○で囲んでください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>10</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>50</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td> <td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>未</td><td>満</td> <td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>19</td><td>29</td><td>49</td><td>99</td><td>199</td><td>299</td><td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>以</td><td>上</td> </tr> <tr> <td>101</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 2 管理を行っている漁業種類別の経営体数を○で囲んでください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td>10</td><td>10</td><td>20</td><td>30</td><td>50</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td> <td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>未</td><td>満</td> <td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>19</td><td>29</td><td>49</td><td>99</td><td>199</td><td>299</td><td>経</td><td>営</td><td>体</td><td>以</td><td>上</td> </tr> <tr> <td>111</td> <td rowspan="2">底びき網</td> <td colspan="2">小 型 底 び き 網</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>112</td> <td colspan="2">上記以外の底びき網</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>113</td> <td colspan="2">船 び き 網</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>114</td> <td colspan="2">刺 網</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td colspan="2">定 置 網</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>116</td> <td colspan="2">は え 縄</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>117</td> <td colspan="2">釣</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>118</td> <td colspan="2">採 貝 ・ 採 藻</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>119</td> <td colspan="2">そ の 他 の 漁 業</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>120</td> <td colspan="2">海 面 養 殖 業</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>121</td> <td colspan="2">漁 業 種 類 不 特 定</td> <td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> I 11月1日現在の参加漁業経営体 1 管理組織に参加している漁業経営体数を記入してください。 (経営体) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">101</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 10%;">:</td> <td style="width: 10%;">:</td> </tr> </table> 数字は、算用数字で1マスに1字ずつ右に詰めて記入してください。 2 管理を行っている漁業種類別の経営体数を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">(経営体)</td> </tr> <tr> <td>111</td> <td rowspan="2">底びき網</td> <td>小 型 底 び き 網</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>112</td> <td>上記以外の底びき網</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>113</td> <td colspan="2">船 び き 網</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>114</td> <td colspan="2">刺 網</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>115</td> <td colspan="2">定 置 網</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>116</td> <td colspan="2">は え 縄</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>117</td> <td colspan="2">釣</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>118</td> <td colspan="2">採 貝 ・ 採 藻</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>119</td> <td colspan="2">そ の 他 の 漁 業</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>120</td> <td colspan="2">海 面 養 殖 業</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> <tr> <td>121</td> <td colspan="2">漁 業 種 類 不 特 定</td> <td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td> </tr> </table>																					10	10	20	30	50	100	200	300	経	営	体	未	満	経	営	体	19	29	49	99	199	299	経	営	体	以	上	101	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																					10	10	20	30	50	100	200	300	経	営	体	未	満	経	営	体	19	29	49	99	199	299	経	営	体	以	上	111	底びき網	小 型 底 び き 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	112	上記以外の底びき網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																113	船 び き 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	114	刺 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	115	定 置 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	116	は え 縄		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	117	釣		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	118	採 貝 ・ 採 藻		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	119	そ の 他 の 漁 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	120	海 面 養 殖 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	121	漁 業 種 類 不 特 定		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																	101	:	:	:	:			(経営体)				111	底びき網	小 型 底 び き 網	:	:	:	:	112	上記以外の底びき網	:	:	:	:	113	船 び き 網		:	:	:	:	114	刺 網		:	:	:	:	115	定 置 網		:	:	:	:	116	は え 縄		:	:	:	:	117	釣		:	:	:	:	118	採 貝 ・ 採 藻		:	:	:	:	119	そ の 他 の 漁 業		:	:	:	:	120	海 面 養 殖 業		:	:	:	:	121	漁 業 種 類 不 特 定		:	:	:	:
	10	10	20	30	50	100	200	300	経	営	体	未	満	経	営	体	19	29	49	99	199	299	経	営	体	以	上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
101	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		10	10	20	30	50	100	200	300	経	営	体	未	満	経	営	体	19	29	49	99	199	299	経	営	体	以	上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
111	底びき網	小 型 底 び き 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
112		上記以外の底びき網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
113	船 び き 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
114	刺 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
115	定 置 網		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
116	は え 縄		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
117	釣		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
118	採 貝 ・ 採 藻		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
119	そ の 他 の 漁 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
120	海 面 養 殖 業		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
121	漁 業 種 類 不 特 定		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
101	:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
		(経営体)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
111	底びき網	小 型 底 び き 網	:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
112		上記以外の底びき網	:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
113	船 び き 網		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
114	刺 網		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
115	定 置 網		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
116	は え 縄		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
117	釣		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
118	採 貝 ・ 採 藻		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
119	そ の 他 の 漁 業		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
120	海 面 養 殖 業		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
121	漁 業 種 類 不 特 定		:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	